

令和3年度第1回四街道市国民健康保険運営協議会

次第

日 時 令和4年1月20日(木)

午後2時00分～

場 所 四街道市役所5階 第1会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 委員自己紹介・事務局職員紹介

4. 会長・会長職務代行選出

5. 議題

(1) 令和2年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）

【資料1-1、1-2、1-3】

(2) 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について（報告）

①新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について【資料2-1】

②申請書類等の押印等の見直しについて【資料2-2】

③令和3年度の軽減判定所得基準見直しについて【資料2-3】

④四街道市国民健康保険税条例施行規則 様式第6号の改正について【資料2-4】

(3) 令和3年度四街道市国民健康保険事業計画について（報告）【資料3】

(4) 令和4年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について（諮問事項）【資料4-1、4-2、4-3】

6. その他

(1) マイナンバーカードの健康保険証利用について【資料5】

(2) その他

7. 閉 会

国民健康保険特別会計決算(5年間の推移)

資料1-1

【決算】

(千円)

歳入	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	対前年増減額
国保税	2,319,962	2,141,978	2,017,104	1,975,029	2,032,012	56,983
一般被保険者	2,249,606	2,109,138	2,005,861	1,971,690	2,030,773	59,083
退職被保険者	70,356	32,840	11,243	3,339	1,239	△ 2,100
国庫支出金	1,838,710	1,992,966	0	203	16,970	16,767
療養給付費等交付金	237,351	75,947	2,694	0	0	0
前期高齢者交付金	3,207,437	3,221,053	—	—	—	—
県支出金	501,107	517,639	6,284,904	6,180,979	5,773,945	△ 407,034
共同事業交付金	2,276,212	2,305,913	—	—	—	—
財産収入	0	0	0	—	—	—
繰入金						
一般会計繰入金	487,094	502,837	472,894	501,849	487,623	△ 14,226
保険基盤	350,522	348,402	348,556	376,422	389,044	12,622
職員給与	86,191	101,421	79,076	72,995	48,612	△ 24,383
出産一時	23,424	26,600	19,816	25,470	22,389	△ 3,081
財政安定	26,957	26,414	25,447	26,962	27,578	616
その他	0	0	0	0	0	0
基金繰入金	257,573	280,907	312,466	254,773	1,400	△ 253,373
繰越金	20,000	20,000	20,000	25,700	7,069	△ 18,631
諸収入	36,613	82,540	52,053	38,391	36,661	△ 1,730
合 計	11,182,059	11,141,780	9,162,115	8,976,924	8,355,680	△ 621,244

(千円)

歳出	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	対前年増減額
総務費	58,935	56,785	52,885	51,145	49,976	△ 1,169
保険給付費	6,532,280	6,523,298	6,173,866	6,119,308	5,680,610	△ 438,698
後期高齢者支援金	1,355,906	1,316,711	—	—	—	—
前期高齢者納付金	985	4,832	—	—	—	—
老人保健拠出金	35	22	—	—	—	—
介護納付金	463,511	457,228	—	—	—	—
国民健康保険事業費納付金	—	—	2,610,511	2,615,621	2,470,144	△ 145,477
共同事業拠出金	2,315,188	2,226,297	1	1	1	0
保健事業費	93,549	99,118	97,555	91,471	60,216	△ 31,255
基金積立金	0	0	0	—	—	—
公債費	0	0	0	0	0	0
諸支出金	46,859	70,699	146,952	10,320	13,593	3,273
合 計	10,867,248	10,754,991	9,081,770	8,887,866	8,274,539	△ 613,327

【被保険者数推移】

(人)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	対前年増減数
一般被保険者数	23,256	22,283	21,390	20,469	19,907	△ 562
退職被保険者数	390	137	26	1	0	△ 1
合 計	23,646	22,420	21,416	20,470	19,907	△ 563

【国保税徴収率推移】

(%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	対前年増減数
現年課税分	89.9	90.3	90.6	89.7	90.7	1.0
一般被保険者	89.7	90.2	90.6	89.7	90.7	1.0
退職被保険者	97.0	97.1	97.1	99.2	—	—
滞納繰越分	20.0	18.2	18.3	18.4	19.7	1.3
一般被保険者	19.9	18.2	18.3	18.4	19.8	1.4
退職被保険者	24.5	20.3	17.4	19.0	12.2	△ 6.8
合 計	65.4	65.4	65.5	66.5	68.5	2.0

※数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和2年度 四街道市国民健康保険特別会計決算概要

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	元年度	2年度	増減額	
総務費	一般管理費	継続	国民健康保険事業に係る一般事務費です。 ・日常事務に要する消耗品の購入や旅費等 ・被保険者証、高額療養費通知等の発送 ・レセプト電算処理、被保険者証作成等の委託	27,815	26,652	△ 1,163	
	連合会負担金	継続	国保連合会へ負担金を支出することによつて、国民健康保険事務を円滑に行います。	2,729	2,621	△ 108	
	賦課徴税费	継続	国民健康保険税を適正に賦課・徴収するための電算処理事務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理事務及び収納業務を行います。	20,387	20,559	172	
	運営協議会費	継続	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療、被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。	214	144	△ 70	
	合 計				51,145	49,976	△ 1,169
	事業名	区分	事業概要	元年度	2年度	増減額	
保険給付費	一般被保険者療養給付費	継続	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 令和元年度：349,147件 令和2年度：300,577件	5,300,076	4,903,644	△ 396,432	
	退職被保険者等療養給付費	継続	退職被保険者等が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 令和元年度：233件 令和2年度：3件	2,397	55	△ 2,342	
	療養給付費 計				5,302,473	4,903,699	△ 398,774
	一般被保険者療養費	継続	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 令和元年度：7,354件 令和2年度：5,848件	47,300	36,949	△ 10,351	
	退職被保険者等療養費	継続	退職被保険者等が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 令和元年度：11件 令和2年度：0件	85	0	△ 85	
	療養費 計				47,385	36,949	△ 10,436
	審査支払手数料	継続	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。 【件数】 令和元年度：358,387件 令和2年度：309,667件	13,760	11,883	△ 1,877	
	手数料 計				13,760	11,883	△ 1,877

	事業名	区分	事業概要	元年度	2年度	増減額
保険給付費	一般被保険者高額療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 令和元年度：13,149件 令和2年度：12,622件	710,576	688,222	△ 22,354
	退職被保険者等高額療養費	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 令和元年度：3件 令和2年度：0件	271	0	△ 271
	一般被保険者高額介護合算療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 令和元年度：16件 令和2年度：25件	642	565	△ 77
	退職被保険者等高額介護合算療養費	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 令和元年度：0件 令和2年度：0件	0	0	0
	高額療養費等 計			711,489	688,787	△ 22,702
	一般被保険者移送費	継続	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 令和元年度：2件 令和2年度：0件	266	0	△ 266
	退職被保険者等移送費	継続	退職被保険者等が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 令和元年度：0件 令和2年度：0件	0	0	0
	出産育児一時金	継続	被保険者の出産に対し、出産育児一時金420,000円を支給します。 【件数】 令和元年度：91件 令和2年度：81件	38,185	33,537	△ 4,648
	葬祭費	継続	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費50,000円を支給します。 【件数】 令和元年度：115件 令和2年度：114件	5,750	5,700	△ 50

	事業名	区分	事業概要	元年度	2年度	増減額
保険給付費	傷病手当金	新規	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染の疑いのある被保険者に傷病手当金を支給します。 【件数】 令和2年度：2件	—	55	55
	合計			6,119,308	5,680,610	△ 438,698
国民健康保険費納付金	国民健康保険事業費納付金	継続	平成30年度からの国民健康保険制度改正により、千葉県が国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用負担するのに要する費用とその他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む）を千葉県に納付します。	2,615,621	2,470,144	△ 145,477
	合計			2,615,621	2,470,144	△ 145,477
共同事業拠出金	その他共同事業	継続	退職者医療制度への加入対象者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成費用を支出します。	1	1	0
	合計			1	1	0
	事業名	区分	事業概要	元年度	2年度	増減額
保健事業費	保健事業費一般	継続	医療費の適正化を図るため、パンフレット作成・医療費通知・ジュネリック医薬品差額通知や被保険者の疾病の予防・早期発見・早期治療のため人間ドック助成事業を行います。 【人間ドック利用助成件数】 令和元年度：900件 令和2年度：724件 【後発医薬品利用差額通知書送付件数】 令和元年度：1,400件 令和2年度：1,289件 【糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導実施件数】 令和元年度：5件 令和2年度：19件	29,307	26,132	△ 3,175
	特定健康診査等事業	継続	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 【特定健康診査対象者】 令和元年度：14,647人 令和2年度：16,180人 【受診者】 令和元年度：4,841人 令和2年度：2,721人 【受診率】 令和元年度：33.1% 令和2年度：16.8%	62,164	34,084	△ 28,080
	合計			91,471	60,216	△ 31,255
基金積立金	基金積立	継続	国民健康保険財政調整基金から生じる利子を積み立てます。	0	0	0
	合計			0	0	0
公債費	公債費	継続	国民健康保険特別会計の歳計現金の不足が生じた場合に運用する一時借入金利子の償還金です。	0	0	0
	合計			0	0	0

	事業名	区分	事業概要	元年度	2年度	増減額
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 令和元年度：293件 令和2年度：342件	8,010	6,943	△ 1,067
	退職被保険者等保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 令和元年度：3件 令和2年度：1件	127	61	△ 66
	償還金	継続	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	2,064	6,535	4,471
	一般被保険者還付加算金	継続	過誤納となった一般被保険者保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 令和元年度：44件 令和2年度：26件	113	54	△ 59
	退職被保険者等還付加算金	継続	過誤納となった退職被保険者等保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 令和元年度：2件 令和2年度：0件	6	0	△ 6
	延滞金	継続	社会保険診療報酬支払基金等に対し、支払が遅れた場合に支払います。 【件数】 令和元年度：0件 令和2年度：0件	0	0	0
	合 計			10,320	13,593	3,273
	総 計			8,887,866	8,274,539	△ 613,326

※数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和 2 年度四街道市国民健康保険事業計画評価

1 主な事業

(1) 適用適正化対策事業

① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

国民年金第 1 号・3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、国民健康保険の資格喪失届を行っていない者に対して、届出勧奨を行う。勧奨通知を送付した結果、1 か月以上資格喪失届の提出がない場合は職権による資格喪失処理を行う。

※実施状況評価

国民年金第 1 号・3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、届け出又は、職権喪失による資格の適正管理につなげることができた。

② 居所不明被保険者の実態調査〈年 1 回以上〉

保険税納付書や被保険者証の送致不能者の調査票を作成、実態を鑑みながら職権による被保険者資格の削除等を講じる。また住民基本台帳担当課との連携を重視し調査を行った結果、住民登録の職権削除に繋げる。

※実施状況評価

保険税納付書や被保険者証の送致不能者の居住状況の現況調査を実施し、住民票担当課（窓口サービス課）との連携を図り、住民票の職権削除に繋げ、資格の適正管理につなげることができた。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈1 1 月〉

擬制世帯等の被保険者について、被用者保険の被扶養者とならないか調査するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

※実施状況評価

調査通知を発送し、被用者保険の被扶養者の対象となる可能性があることを周知し、資格の適正管理につなげることができた。

(2) 国保税収納率向上対策事業

① 収納体制の整備

組織機構の見直しにより、国保税の徴収業務を総務部収税課へ移管する準備を行う。

収税課では、財産調査を実施し、その成果による滞納処分として差押を行う。また、調査の結果、生活困窮者と判断される者には執行停止措置を講じるほか、分納不履行者への催告・戸別訪問を行うなどの対応を実施する。

※実施状況評価

市税等収納向上対策本部を活用し、年間計画に基づいて休日納税相談、電話催告を実施し、国保税収納率向上を図った。

② 短期被保険者証、資格証明書の交付〈通年〉

収税課と連携し、滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や、担税力がありながら納税しない滞納者には資格証明書を交付する。

※実施状況評価

短期被保険者証については、保険証更新時に折衝の機会を設け、滞納者との納付相談をこまめに行うことで該当世帯の約7割に措置しており、国保税収納率向上につなげた。

③ 口座振替等の促進〈通年〉

口座振替は、納め忘れがなく、収納率向上が見込めるため、被保険者証交付時や窓口対応時、電話対応の時などに、積極的にその利用を勧奨する。

※実施状況評価

新規加入者に対し窓口で、口座振替による納税を促進し、国保税収納率向上につなげた。

(3) 医療費適正化対策事業

① レセプト点検の充実〈毎月〉

医療機関から請求されたレセプト、柔道整復療養費の支給申請のそれぞれの内容や資格を二重に点検、審査し、内容に疑義がある場合は過誤調整や再審査請求、不当利得等の請求を行う。

令和3年度からのあはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費に係る支給申請書の点検実施に向けた実施方法の検討を行う。

※実施状況評価

被保険者資格の点検、及び委託業者により内容点検を行い、診療報酬の支払いの適正化を図った。

また、令和3年度からのあはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費に係る支給申請書の点検実施に向けて準備を行い、令和3年度から実施できるよう契約を締結した。

② 医療費通知〈年3回〉

医療費の適正化を図るため、令和2年1月～12月診療分の医療費の内訳を3回に分けて被保険者に通知する。保険者の負担額を知ってもらうことに加え、通院日数、一部負担額などについて被保険者自身に確認

してもらい、不正受給の防止に資する。

※実施状況評価

被保険者自身に通院日数、一部負担額などについて被保険者自身に通知することで、医療費への関心をもってもらった。

③ ジェネリック医薬品利用の促進〈年2回〉

ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費抑制を図るため、ジェネリック医薬品希望カード兼保険証ケースの配布を行う。
ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額の通知を行い、ジェネリック医薬品への切り替えを推進する。

※実施状況評価

ケースの配布及び8月・2月に差額通知を実施した。

ジェネリック医薬品利用のメリット等の周知を行うことで、先発医薬品より安価なジェネリック医薬品利用率の向上に努めた。

④ 第三者行為による給付に対する求償〈年4回〉

交通事故等の第三者行為が疑われるレセプトを抽出し、給付発生原因を調査し、第三者行為と認められたものについては、適正に求償を行う。

※実施状況評価

千葉県国民健康保険団体連合会への委託により、当市で立替えた医療費の求償を実施することで、適正な医療給付の在り方に資することができた。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣を改善するための受診環境の整備を行う。今年度から受診券等は年度当初に集約して通知し、健診期間を拡張して受診率の向上を図る。

また、特定健康診査未受診者への勧奨事業を実施する。(人工知能(AI)によるデータ分析に基づき、対象者の特性に合わせた勧奨資材を送付することで効果的に特定健診の受診を促す。)

※実施状況評価

特定健診は対象者全員に通知しており、市政だよりやホームページへの記事掲載、市施設等でのチラシの配布により特定健診の内容を広報した。個別健診は4～12月、集団健診は6～7月に実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、会場・日程の変更を行い、個別健診は6月～12月、集団健診は12月、1月に実施し、肝炎ウイルス検診も同時に行った。

また、特定健康診査未受診者への勧奨事業は、新型コロナウイルス感染症拡大

防止のため中止した。

② 短期人間ドックの推進〈通年〉

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の一部助成（最大 25,000 円）を行う。

※実施状況評価

短期人間ドック受検をすることで生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上が図れることから、受検費用の一部助成を行うことを、市政だよりやホームページ検診ガイドなどで周知を行い、短期人間ドック受検の推進を行った。

③ 保健指導事業の推進〈通年〉

健康増進課・高齢者支援課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。

地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防のプログラムの事業展開を行う。

※実施状況評価

糖尿病性腎症の重症化予防を目的としたプログラムについて、地区医師会と連携し、事業を実施した。

(5) 普及啓発事業〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、財政状況、健康づくりなどについて周知を行う。

※実施状況評価

市広報誌「市政だより」やホームページを活用し、国民健康保険の運営状況、国保制度（広域化を含む。）及び事業の周知・啓発を行った。

(6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討〈10月～3月〉

千葉県国民健康保険運営方針による千葉県標準保険料及び国保事業費納付金等に基づき、国民健康保険税の課税方式、税率などのあり方を引き続き検討する。

※実施状況評価

今後の国民健康保険税の税率のあり方について、関係者、機関から意見を聴取し、適正な準備を行った。

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について

①新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

制度概要

四街道市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

対象者

以下のすべてを満たす方

- ①四街道市国民健康保険被保険者
- ②勤務先から給与の支給を受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状によりその疑いがあり、就労できなかった期間がある方
- ④上記③の就労ができなかった期間について給与等の全額、または一部が支給されていない方

支給額

$(\text{直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{日数}$

注1:ただし、給与等が一部減額されている場合や休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額されたり、支給されないことがあります。

注2:支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日～令和4年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月まで)

支給実績(令和3年12月31日現在)

【令和2年度】件数: 2件 支給額: 55,497円

(①1,240円 ②54,257円)

【令和3年度】件数: 6件 支給額: 233,352円

(①102,000円 ②22,831円 ③34,720円

④26,132円 ⑤22,869円 ⑥24,800円)

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について

②申請書類等の押印等の見直しについて

概要

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、押印等の在り方について見直しが求められ、四街道市国民健康保険においても、いままで各種申請書類等に求めてきた押印等に関し、廃止できるものについて、市条例施行規則等の改正を行い、申請手続き等の簡素化を図りました。

施行日

令和3年10月1日

押印廃止対象書類(抜粋)

- ・国民健康保険療養費支給申請書
- ・国民健康保険高額療養費支給申請書
- ・国民健康保険高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ・高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ・出産育児一時金支給申請書
- ・葬祭費支給申請書
- ・国民健康保険傷病手当金支給申請書
- ・第三者の行為による傷病届
- ・国民健康保険税申告書
- ・国民健康保険税減免申請書
- ・四街道市短期人間ドック受検申請書 等

その他

本協議会後に作成していた会議録についても、今までは自筆にて署名をお願いしていましたが、改正を行い、簡素化を図りました。

【四街道市国民健康保険条例施行規則】

(改正前)

第14条 会長は、協議会開催の都度会議録を作成し、署名しなければならない。

(改正後)

第14条 会長は、協議会開催の都度会議録を作成しなければならない。

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について

③令和3年度の軽減判定所得基準見直しについて

改正概要

令和3年1月1日施行の個人所得の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があるため、また、一定の給与等所得者が2人以上いる世帯が国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため改正をしました。

改正内容

①5割軽減の拡大(国保税条例第21条第2号の改正)

(R2)基礎控除額 $33万円 + 28.5万円 \times 被保険者数$

(R3)基礎控除額 $\underline{43万円 + 28.5万円 \times 被保険者数 + 10万円 \times (給与等所得者数 - 1)}$

②2割軽減の拡大(国保税条例第21条第3号の改正)

(R2)基礎控除額 $33万円 + 52万円 \times 被保険者数$

(R3)基礎控除額 $\underline{43万円 + 52万円 \times 被保険者数 + 10万円 \times (給与等所得者数 - 1)}$

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について

④四街道市国民健康保険税条例施行規則 様式第6号の改正について

制度概要

様式第6号の国民健康保険税決定・変更通知書の下段に記載されている被保険者別算出額には、被保険者ごとの資格の取得・喪失の時期及び保険税額が記載されております。

当該通知書は新年度の賦課をする時又は被保険者の所得状況の変更が生じた時に、納税義務者である世帯主に送付しており、被保険者ごとの資格の取得・喪失の時期及び保険税額の算出根拠について、理解しづらいといった問い合わせが多数あることから、利便性の向上を目的に改正しました。

改正前

○被保険者別算出額 世帯別平等割額 基礎分 円は含まれておりません。 (単位:円)

被保険者名	区分	年度途中における得喪		算出額の内訳			月割賦課		
		取得	喪失	所得割額	均等割額	減額均等割額	合計	増額	減額

改正後

被保険者名	適用期間(賦課対象月)													賦課総所得金額	保険税(参考)	月数基礎分	月数支援分	月数介護分	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
	限度額調整額(賦課限度額の超過分の調整額)																		
	平等割額(世帯に対し加算する額)																		

令和 3 年度四街道市国民健康保険事業計画

1. 基本方針

市町村が運営する国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っています。

当市の状況として、後期高齢者医療保険制度への移行などによる被保険者数の減少に伴い、保険税収入の増収が見込めない一方、被保険者の高齢化と医療技術の高度化に伴い、一人当たり医療給付費の増加が続いています。このような背景のもと、広域化により国保財政の責任主体となった千葉県から令和 3 年度の事業費納付金と標準保険料（税）率が示されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入の減少等を考慮し、令和 3 年度の保険税率については、県の示した標準保険料（税）率に沿う形ではなく、据え置きといたしました。

制度運営において、重要な役割を担う徴税分野では市税等収納向上対策本部との協働を基調にし、国民健康保険税の収納率向上を目指していきます。

歳出では特定健康診査の受診勧奨や特定保健指導を推進するとともに、関係機関と連携の下、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、将来の医療給付の減少に努めます。また、ジェネリック医薬品利用差額通知を実施するなど被保険者自らに経費節減への関心を高めてもらうことによって、医療費の適正化を図っていきます。

2. 主な事業

- (1) 適用適正化対策事業の推進
- (2) 国保税収納率向上対策事業の推進
- (3) 医療費適正化対策事業の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 普及啓発事業の推進

3. 具体的な対応策

(1) 適用適正化対策事業の推進

① 被保険者資格の適正化について〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

② 居所不明被保険者の実態調査について〈3月〉

保険税納付書や被保険者証の送致不能者の調査票を作成し、実態を鑑みながら職権による被保険者資格の削除等を講じる。また、住民基本台帳担当課との連携を重視し調査を行った結果、住民登録の職権削除に繋げる。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施について〈11月〉

擬制世帯等^{*}の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

^{*}… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

(2) 国保税収納率向上対策事業の推進

① 収納体制の整備について〈通年〉

国保税の徴収業務について、総務部収税課と連携し、徴収業務の一元化に向けた準備を行う。

② 短期被保険者証、資格証明書の交付について〈通年〉

滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や資格証明書を交付する。

③ 口座振替の促進について〈通年〉

口座振替利用の積極的な勧奨を行う。

④ 納付環境の整備〈通年〉【新規】

現在、口座振替、コンビニ支払い、銀行、郵便局での窓口支払いのみだが、**スマートフォン決済による支払いを可能とする。(令和3年4月より導入)**

(3) 医療費適正化対策事業の推進

① レセプト点検の充実について〈毎月〉【新規】

医療機関等のレセプトや、柔道整復施術療養費支給申請書に係る支給申請書の内容や資格を二重点検、審査をし、内容に疑義がある場合は過誤調整や再審査請求、不当利得等の請求を行う。

また、令和3年度より新たにあはき(あん摩マッサージ・はり・きゅう)療養費に係る支給申請書の内容や資格の二重点検を実施する。

② 医療費通知について〈1月、3月〉【変更】

医療費の内訳を被保険者に通知する。(令和2年度: 8月、1月、3月)

③ジェネリック医薬品利用の促進について〈8月、2月〉
ジェネリック医薬品の利用を促進するための物品の配布や通知を行う。

④第三者行為による給付に対する求償について〈7月、11月、1月、3月〉
交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、第三者行為が疑われるレセプトの抽出を毎月行い、給付発生原因を調査し、第三者行為と認められたものについては、適正に求償を行う。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進について〈通年〉

平成30年度から令和5年度までを期間とした第3期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施する。

② 短期人間ドックの助成事業について〈通年〉

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の一部助成（最大25,000円）を行う。

③ 保健指導事業の推進について〈通年〉

健康増進課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業を実施する。

(5) 普及啓発事業の推進〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、財政状況、疾病予防などについての周知を行う。

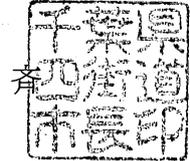


国 第 3 9 2 号

令和4年1月13日

四街道市国民健康保険運営協議会長 様

四街道市長 佐 渡



四街道市国民健康保険運営協議会への諮問事項について（諮問）

四街道市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

- 1 令和4年度四街道市国民健康保険税率について
- 2 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

1. 令和4年度四街道市国民健康保険税率について

R3県標準保険料率

所得割率	医療分	7.27%	支援金分	2.02%	介護分	2.31%
均等割額	医療分	17,286円	支援金分	16,180円	介護分	18,756円
平等割額	医療分	19,787円	支援金分	0円	介護分	0円
事業納付金	医療分	1,576,414,264円	支援金分	612,892,961円	介護分	256,475,439円

R4県標準保険料率

所得割率	医療分	7.30%	支援金分	2.08%	介護分	2.47%
均等割額	医療分	17,918円	支援金分	17,194円	介護分	20,497円
平等割額	医療分	19,444円	支援金分	0円	介護分	0円
事業納付金	医療分	1,573,749,404円	支援金分	599,025,043円	介護分	242,695,646円

R4保険税率諮問案

・据え置き		R3	R4	R3	R4	R3	R4		
所得割率	医療分	7.17%	→7.17%	支援金分	1.89%	→1.89%	介護分	1.87%	→1.87%
均等割額	医療分	17,000	→17,000円	支援金分	17,500	→17,500	介護分	16,200	→16,200円
平等割額	医療分	19,600	→19,600円	支援金分	0円		介護分	0円	

2. 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

未就学児の均等割保険税軽減措置案(諮問案)

	基礎分(医療分)	支援分(後期高齢者支援分)
低所得軽減 7割世帯の軽減額	2,550 円	2,625 円
低所得軽減 5割世帯の軽減額	4,250 円	4,375 円
低所得軽減 2割世帯の軽減額	6,800 円	7,000 円
上記以外の世帯の 軽減額	8,500 円	8,750 円

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2, 550円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4, 250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6, 800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 625円
- イ 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 375円
- ウ 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 7, 000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 750円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改める。

附則第3項中「第21条」を「第21条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

四街道市国民健康保険条例新旧対照表 (案)

改正案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号及び第21条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号及び第21条第1項において同じ。) 以外の世帯 19,600円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号及び第21条において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号及び第21条において同じ。) 以</p> <p>外の世帯 19,600円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割</p>

額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.89を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条

額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.89を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する

第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超える世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,720円

(イ) 特定世帯 6,860円

(ウ) 特定継続世帯 10,290円

ウ・エ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2

給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超える世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,720円

(イ) 特定世帯 6,860円

(ウ) 特定継続世帯 10,290円

ウ・エ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の

以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ・エ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ・エ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ・エ (略)

ウ・エ (略)

(新設)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その後減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2, 550円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4, 250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6, 800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 625円
- イ 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 375円
- ウ 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 7, 000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 750円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に

属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」とする。

附 則

1・2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規

属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)

附 則

1・2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金

定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額)と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31

額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額)と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第

条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特

例)

同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特

例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得

林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所

同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和4年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度以前の年度分の国民健康保険税は、なお従前の例による。

国民健康保険特別会計(令和4年度当初予算編成について)

(単位:千円)

歳入	R2年度 (決算)	R3年度 (決算見込み)	R4年度 (予算)
国民健康保険税	2,032,012	2,026,000	1,930,341
国庫支出金	16,970	16,000	1
療養給付費等交付金	0	1	0
県支出金	5,773,945	5,700,000	6,022,757
一般会計繰入金	487,623	480,000	510,317
基金繰入金	1,400	49,038	46,206
繰越金	7,069	1	1
諸収入	36,661	36,000	40,180
合計	8,355,680	8,307,040	8,549,803

(単位:千円)

歳出	R2年度 (決算)	R3年度 (決算見込み)	R4年度 (予算)
総務費	49,976	49,000	55,012
保険給付費	5,680,610	5,680,000	5,947,972
国民健康保険事業納付金	2,470,143	2,448,052	2,416,643
医療分(一般)	1,639,601	1,576,414	1,573,750
医療分(退職)	2,595	2,271	1,171
支援分(一般)	628,388	612,892	599,026
支援分(退職)	1	0	0
介護分	199,558	256,475	242,696
共同事業拠出金	1	5	5
保健事業費	60,216	60,000	114,759
公債費	0	1	1
諸支出金	13,593	13,000	12,411
予備費	0	3,000	3,000
合計	8,274,539	8,253,058	8,549,803

① R3年度は12月末時点予測

② R4年度予算額は査定前の額で、国保税率はR3年度と同率

③ R4年度国民健康保険事業納付金は令和3年1月7日時点の額

国民健康保険事業財政調整基金の状況

(単位：円)

年度	年月日	摘要1	摘要2	積立額	取崩額	差引金額
31	R1.6.1	積立	平成30年度国保会計決算剰余金積立	54,644,293		271,214,231
31	R1.10.3	取崩	国保会計へ繰入(31年度当初予算分)		211,707,000	59,507,231
31	R2.1.24	取崩	国保会計へ繰入(31年度12月補正予算分)		7,415,000	52,092,231
31	R2.3.26	取崩	国保会計へ繰入(31年度3月補正予算分)		35,651,000	16,441,231
31	R2.6.1	積立	令和元年度国保会計決算剰余金積立	81,988,980		98,430,211
2	R3.3月補正	取崩	国保会計へ繰入(2年度3月補正予算分)		1,400,000	97,030,211
2	R3.6.1	積立	令和2年度国保会計決算剰余金積立	75,423,284		172,453,495
3	R3.7.1	取崩	国保会計へ繰入(3年度当初予算分)	0	86,311,000	86,142,495
3	R3.10.1	取崩	国保会計へ繰入(3年度9月補正分)	0	100,000	86,042,495
3	R3.11.1	取崩	国保会計へ繰入(3年度10月補正分)	0	△ 10,500,000	96,542,495
3	R4.1.4	取崩	国保会計へ繰入(3年度12月補正分)	0	12,338,000	84,204,495
3	R4.3.31	見込	国保会計へ繰入(3年度3月補正分)	0	△ 39,111,000	123,315,495

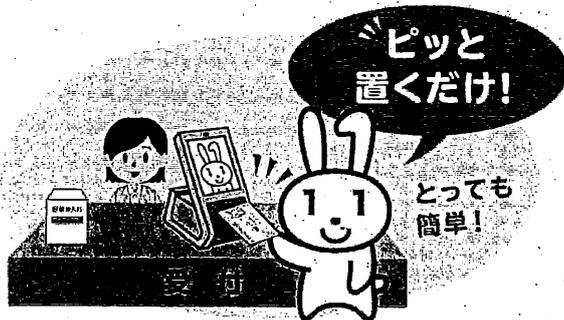
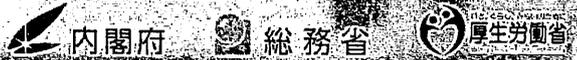
知っていますか？

マイナンバーカードが

健康保険証として
利用できるようになります！

2021年3月から利用開始

※各都道府県・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省-社会保険診療報酬支払基金のホームページで公開しています。



ピッと置くだけ！

とっても簡単！

医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置くだけ！

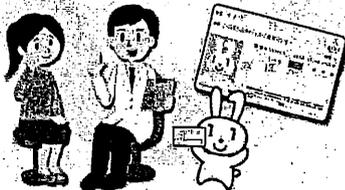
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



こんなことができるようになります！

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

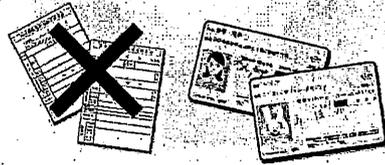
※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の
支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。
また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

利用申込受付中！

詳細や申込は
特設ページを
ご確認ください！



健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (受付開始を指す)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分